## 令和7年度 水質検査計画一覧

松木伍口								<u> </u>				
検査項目	項目数			回数			<u> </u>			1		
毎月検査	9			6								
毎月検査+3ヶ月1回		21			3							
臭気物質		11			2							
25項目	_	24			1							
検査数項目数計→	9	21	9	11	24	11	9	21	9	9	21	9
検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 大腸菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 カドミウム及びその化合物												
4 水銀及びその化合物												
5 セレン及びその化合物												
6 鉛及びその化合物												
7 ヒ素及びその化合物												
8 六価クロム化合物												
9 亜硝酸態窒素												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		0			0			0			0	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素												
12 フッ素及びその化合物			<del>                                     </del>						<del>                                     </del>	<del>                                     </del>		
13 ホウ素及びその化合物												
14 四塩化炭素									<del>                                     </del>			
14   四塩化灰系   15   1,4-ジオキサン												
13 1,4 ングイソン			-						-	-		
16 トランス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン												
17 ジクロロメタン							<u> </u>		-			
18 テトラクロロエチレン												
19 トリクロロエチレン												
20 ベンゼン												
21 塩素酸		0			0			0			0	
22 クロロ酢酸		0			0			0			0	
23 クロロホルム		0			0			0			0	
24 ジクロロ酢酸		0			0			0			0	
25 ジブロモクロロメタン		0			0			0			0	
26 臭素酸		0			0			0			0	
27 総トリハロメタン		0			0			0			0	
28 トリクロロ酢酸		0			0			0			0	
29 ブロモシブロロメタン		0			0			0			0	
30 ブロモホルム		0			0			0			0	
31 ホルムアルデヒド		0			0			0			0	
32 亜鉛及びその化合物												
33 アルミニウム及びその化合物												
34 鉄及びその化合物												
35 銅及びその化合物												
36 ナトリウム及びその化合物												
37 マンガン及びその化合物							İ					
38 塩化物イオン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 カルシウム・マグネシウム等			1							<u> </u>		
40 蒸発残留物			<u> </u>		0		1					
41 陰イオン界面活性剤												
42  ジェオスミン				0	0	0						
43 2-メチルイソボルネオール				0	0	Ö						
44   非イオン界面活性剤			<u> </u>	<u> </u>	$\vdash$	⊢ Ŭ						
45 フェノール類			<del>                                     </del>									
45   フェノール類   46   有機物(全有機炭素)TOC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47 pH値	00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47 pH恒 48 味	00	00	0	0		0	0	0	0	0	0	00
49 臭気	00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	00
50 色度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51 濁度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			<u> </u>		A		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		
※水質検査に当たっては、採取日程	ᄣᄧᄧᄥ	. — = = #	VAN	~ ~ = <3			;		701-7-2			

<sup>※</sup>水質検査に当たっては、採取日程、採取地点、試験容器、採取方法、運搬主体及び運搬方法を明らかにすること。

<sup>※</sup>水質検査の結果にその根拠となる資料を添付すること。(検査員氏名を示した資料、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書等)

<sup>※</sup>その他、厚生労働大臣が定めた方法を遵守すること。